

第41次宇都宮市住居表示等審議会（第1回）次第

日時 令和3年8月3日 午前9時30分

会場 宇都宮市役所14階 14A会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 会長及び副会長（2名）の選任について

(2) 市長からの諮問

(3) 諮問事項について

・ 住居表示の現状について . . . 資料1, 資料2

・ 諮問区域の概要について . . . 資料3, 資料4, 資料5, 資料6

(4) 住居表示実施の流れ . . . 資料7

(5) 現地調査

3 その他

4 閉 会

※次回の開催は、9月29日（水）を予定しております。

第4 1次宇都宮市住居表示等審議会委員等名簿

1 委員 (宇都宮市住居表示等審議会規則第2条)

委員種別	役職等	氏名
第1項 1号委員 関係行政機関職員	宇都宮地方法務局 首席登記官 宇都宮東警察署 生活安全課長 日本郵便株式会社 宇都宮東郵便局 第1集配営業部 部長 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 栃木支店 営業担当部長	杉山 豊 山崎 一生 渋谷 崇広 國安 雅史
第1項 2号委員 学識経験者	栃木県行政書士会 宇都宮支部長 栃木県立博物館 学芸部長補佐兼人文課長 宇都宮市女性団体連絡協議会 会長 宇都宮商工会議所 監事	伊澤 恵子 篠崎 茂雄 木村 由美子 柿沼 賢
第1項 3号委員 公募委員		豊田 賢治
第2項 委員 臨時委員	平松本町第1自治会長 東峰南自治会長 峰地区自治会連合会会長 (宇都宮大学南自治会長 兼任) 陽東地区自治会連合会会長	相澤 哲夫 小野 義一 池崎 隆 竹内 律

2 幹事 (宇都宮市住居表示等審議会規則第6条第1項)

東部区画整理事業課長

石川 和則

3 事務局

市民まちづくり部長

鈴木 信夫

市民まちづくり部次長

會澤 和貴

市民まちづくり部市民課長

田代 京子

市民まちづくり部市民課企画グループ係長

清水 是博

市民まちづくり部市民課企画グループ主任主事

田崎 悟

宇都宮市住居表示等審議会規則

○宇都宮市住居表示等審議会規則

昭和42年1月7日

平成12年5月第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例（昭和42年条例第1号）第3条の規定に基づき、宇都宮市住居表示等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次項に掲げる者を除き、委員10人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市長が別に定める方法により選考した者

2 市長は、審議会に諮問した事項に係る地域の代表者10人以内を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）に任命することができる。

3 前2項の委員は、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

宇都宮市住居表示等審議会規則

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 宇都宮市住居表示審議会規則（昭和38年規則第35号）は、廃止する。

附 則（昭和43年6月1日規則第41号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 4 この規則施行の際現に宇都宮市住居表示審議会の会長、副会長及び委員（以下「会長等」という。）である者は、引き続き宇都宮市住居表示等審議会の会長等とする。この場合において、改正後の宇都宮市住居表示等審議会規則第2条の規定による学識経験を有する者の委員の任期は、従前の委員の任命の日から起算する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。

宮市第1052号
令和3年8月3日

第41次宇都宮市住居表示等審議会会長
篠崎茂雄様

宇都宮市長 佐藤 栄



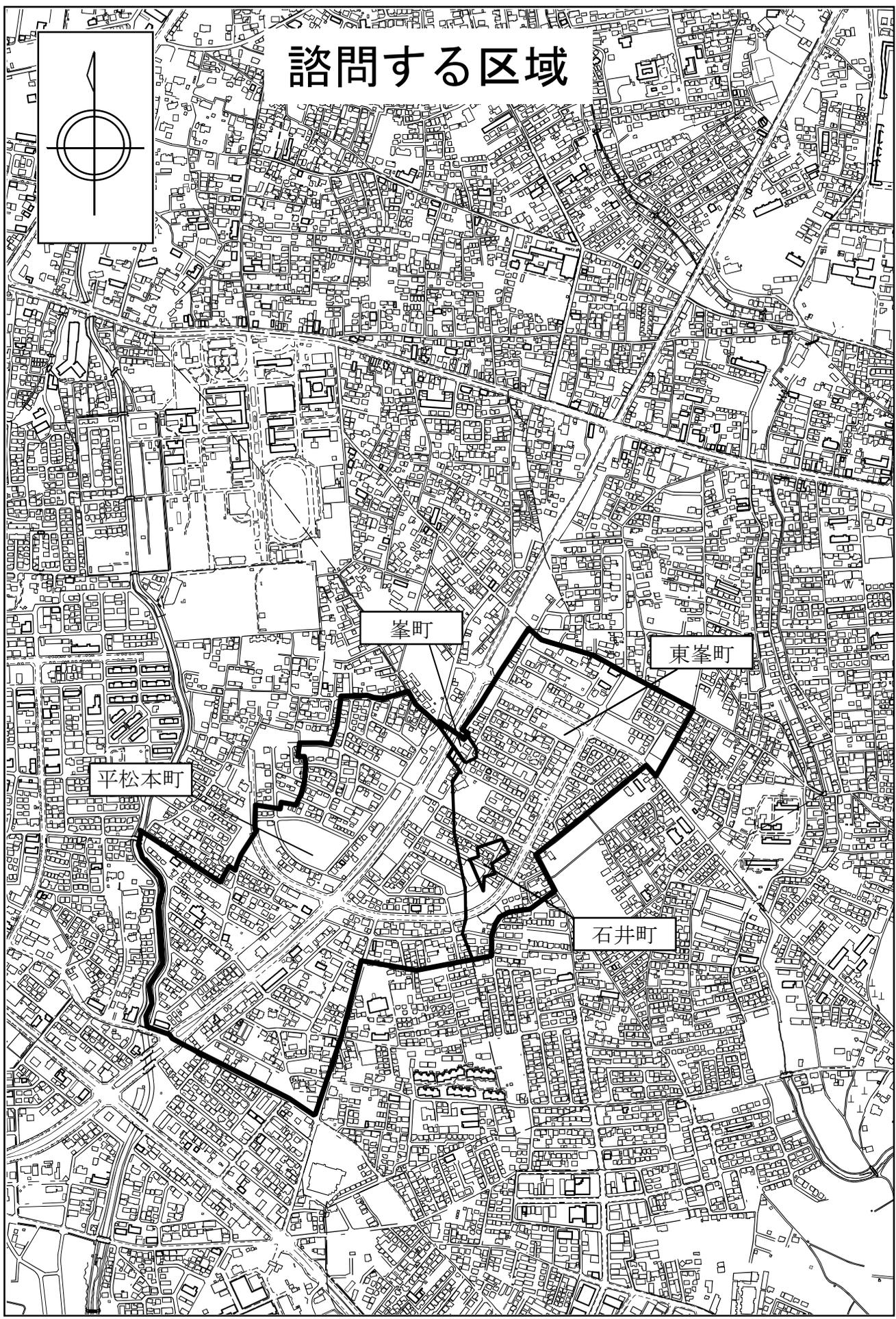
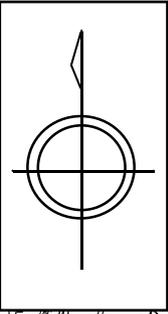
住居表示の実施について（諮問）

宇都宮市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき、別図に表示する峯町、東峯町、石井町及び平松本町の各一部の区域をもって、町の区域及び名称の変更について定めること。
- 2 市の事務所の所管区域について定めること。

諮問する区域



平松本町

峯町

東峯町

石井町

住居表示のしおり

宇 都 宮 市



目 次

◎住居表示制度とは・・・	-----	1 ページ
◎住居表示の方法	-----	2 ページ
◎住居表示などが実施された後の住所・本籍・不動産の表し方	-----	4 ページ
◎住居表示実施に際しては	-----	5 ページ
住居表示通知書・証明書（見本）	-----	6 ページ
証明書（住居表示等）交付申請書（記載例）	-----	7 ページ
住所変更通知用はがき（見本）	-----	8 ページ
◎住居表示などが実施された後の手続きについて	-----	9 ページ
登記申請書（記載例）	-----	11 ページ
◎住居表示を実施した区域では	-----	12 ページ
新築による届書（様式第2号）（記載例）	-----	13 ページ
◎既存建物で住所が重複し、枝番号付番を希望する場合	-----	14 ページ
住居番号変更申出書（様式第3号）	-----	15 ページ
◎よくある質問	-----	16 ページ
市街地の区域（住居表示を実施すべき区域）	-----	20 ページ
住居表示の実施状況	-----	21 ページ
住居表示実施町名一覧	-----	22 ページ

◎ 住居表示制度とは…

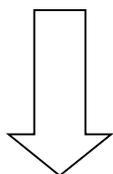
◆従来、皆さんの住所を表示する場合、町名と地番を用いて、

(例) 「○○町 ○○番地」 のように表示していました。
町名 地番

もともと地番は明治4年に地券制度ができ、主に徴税を目的とし所有者を明らかにするために土地に番号を付けたことが始まりです。その後、明治31年の戸籍法の改正などにより、地番を住所として使用したものです。この表示方法には、次のような欠点があります。

- 一筆の土地の大きさや形がさまざまで、同じ番地の家が何軒もあることや、数筆の土地にまたがり、どの番号を使うか分からないことがあります。
- 土地の分筆・合筆などにより、多くの枝番、欠番が生じています。

このように住所を表示する地番は、順序よく並んでいないために、人を訪ねてもなかなか見つからなかったり、消防車や救急車の到着が遅れたりなど、さまざまな支障をきたしているのが現状です。



そこで、地番の混乱などを解消し、
住みやすく、分かりやすいまちづくりのために…
(市民生活や経済活動の利便性を向上させるため)

◆昭和37年5月に、「住居表示に関する法律」が制定され、特に人口密集地域などにおいて、従来の土地の地番を住所として使用することをやめ、多くの都市で住居表示が実施されるようになりました。

〔住居表示を実施すると…〕

- 消防車や救急車などがより早く現場に到着することができます。
- 探したい家を早く見つけることができます。
- 配達物の誤配・遅配がなくなります。

本市でも、昭和38年度から、住居表示の事業に着手し、今日までに「市街地の区域^{※1}」の大部分において実施してきました。(20～21ページを参照ください。)

※1) 市街地の区域とは、議会の議決を経て、住居表示の方法を定めた地域。

◎ 住居表示の方法

本市の住居表示は、町の区域・名称を変更することなどにより、入り組んだ町の境界を整理するとともに、「街区方式」により、「街区符号」と「住居番号」を用いて実施します。

【「街区方式」とは…】

町の区域を道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもって、いくつかに分けた1つのブロックである「街区」に付ける「街区符号」と、その街区内にある建物に付ける「住居番号」を用いて表示する方法です。

1 町・街区の境界

町・街区の境界は、道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもって定めます。

2 町のかたち・大きさ

(1) 町のかたちは、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないよう簡明な境界線で区画します。

(2) 町の大きさは、当該地域の形態により異なりますが、おおむね次の基準によります。

商業地域	66,000 m ²
住宅地域	132,000 m ²
工業地域	上記以上適宜

(なお、国からの通知などによりますと、町の規模の基準の適用に当たっては、地域社会の実態についても考慮し、300,000 m²程度を最大級の町の規模とすることとされています。)

3 町名の定め方

(1) できるだけ従来の名称、またはその地域における歴史・伝統・文化などからみて由緒ある名称で、親しみ深く語調のよいものを選んで定めます。

(2) 文字（字体）は、できるだけ常用漢字を用い読みやすく、かつ簡明な町名にします。

(3) 全市を通じて同一の町名、または類似の町名はさけます。

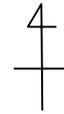
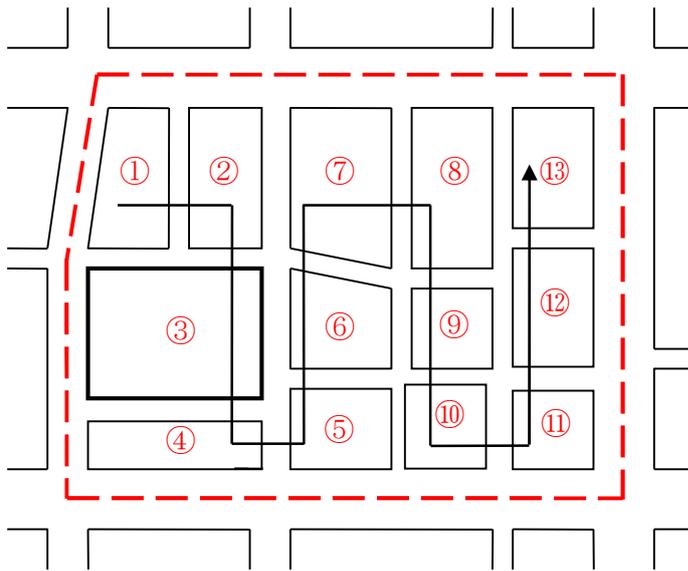
(4) 同じ町名を2つ以上の連続した町で付ける場合は、町名に丁目をつけて〇〇1丁目～〇〇5丁目というようにします。この場合、丁目は9丁目以下にとどめます。

4 街区・街区符号

街区とは、町の区域を道路・鉄道・河川などの恒久的な施設をもって、いくつかに分けた1つのブロックのことで、街区符号はそのブロックに付ける番号のことです。この番号は、本町1番14号の旧市役所に近い街区から蛇行式で順序よく付けます。

旧市役所

【街区符号の付け方】



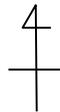
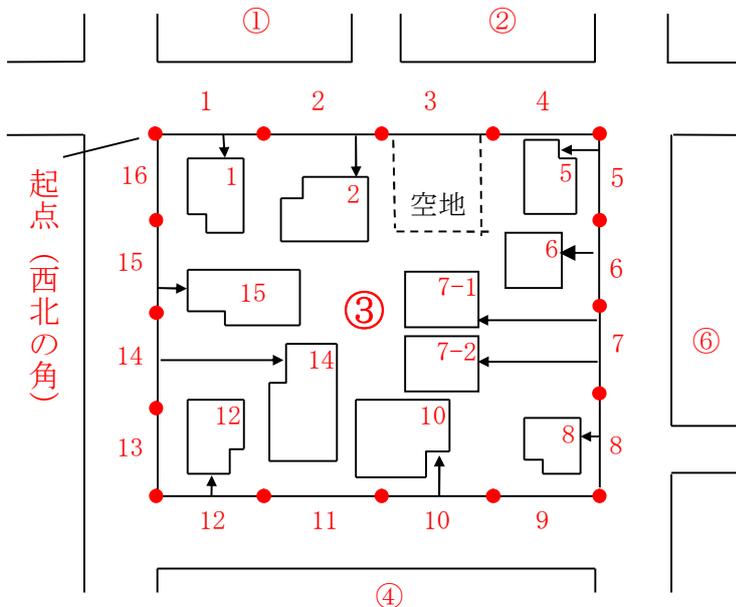
凡 例	
	町 界
	街 区
③	街区符号

5 住居番号

住居番号とは街区にある建物に付ける番号のことです。

住居番号の付け方は、街区ごとに西北の角を起点として、右回りに15または10メートル間隔に区切り、基礎となる番号（基礎番号）を、1番から順に付け、建物の出入口に面する基礎番号をもってその建物の住居番号と定めます。

【住居番号の付け方】



凡 例	
③	街区符号
	基礎番号
	住居番号
	枝番号
	建物出入口

- ※ 同一の基礎番号内に建物が複数建っている場合、住居番号が重複する場合があります。
- ※ 令和3年4月1日より、隣家と同じ住所になる場合は、住居番号に枝番号を付番します。

◎ 住居表示などが実施された後の住所・本籍・不動産の表し方

1 住所の表し方

実施後は、新町名、街区符号及び住居番号を用いて住所を表します。

住所の表し方（例）	実施前・・・宇都宮市	〇〇町	2 6 7 8 番地
	実施後・・・宇都宮市	〇〇3丁目	3番
		新町名	街区符号
			5(-1)号
			住居番号(枝番号)

なお、方書（〇〇方，〇〇荘〇〇号室）は、今までのように用いてください。

2 本籍の表し方

実施後は、新町名、従来の地番を用いて本籍を表します。

本籍の表し方（例）	実施前・・・宇都宮市	〇〇町	2 6 7 8 番地
	実施後・・・宇都宮市	〇〇3丁目	2 6 7 8 番地
		新町名	従来の地番

※ 該当区域内に本籍がある方については、市民課から戸籍の筆頭者あて（故人の場合は配偶者）「戸籍の本籍変更のお知らせ」を送付します。

また、証明書をご希望の場合は、「本籍表示変更証明書」（無料）を交付しますので、本人確認できる書類・印鑑持参の上、市民課（市役所1階）、各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所へ申請してください。

3 不動産の表し方

実施後は、新町名、新地番を用いて表します。

不動産の表し方（例）	実施前・・・宇都宮市	〇〇町	2 6 7 8 番
	実施後・・・宇都宮市	〇〇3丁目	〇〇番
		新町名	新地番

※ 法務局の不動産登記簿の表題部は、住居表示の実施により変更になった新町名、新地番に法務局が職権で変更します。地番が変更されない場合は、町名のみが変更されます。

◎ 住居表示実施に際しては

1 住所（所在地）をお知らせします（6ページを参照ください）

市では実施の日を告示するとともに、該当区域内の皆さんに、実施後の各戸についての住所（所在地）をお知らせする「住居表示通知書」を送付します。

2 住居表示証明書を交付します（6～7ページを参照ください）

住居表示を実施したことにより、住所や所在地が変更になったことを証明するものです。

※ 運転免許証や車検証などの住所変更手続の際に使用します。

※ 証明書交付の手数料は無料です。

○ 取扱場所について

市民課 A 1 番窓口（市役所 1 階）、各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所

○ 取扱時間について

・月曜～金曜（祝休日を除く）

・午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

※ バンパ出張所では平日以外の土・日・休日も窓口業務を行っていますが、住居表示変更証明書の交付については月曜～金曜（祝休日を除く）午前 10 時～午後 5 時 15 分までです。

○ 申請について

各取扱場所に備付けの「証明書（住居表示等）交付申請書」に記載の上、申請してください。

3 「住所変更通知用はがき」を送付します（8ページを参照ください）

実施後の新しい住所（所在地）を知人や親類、取引先などの方々へお知らせする際には、日本郵便株式会社提供の「住所変更通知用はがき」（50枚）をご利用ください。郵送料は無料です。

なお、会社などで大量に私製はがきを作成される場合は、日本郵便株式会社に申請をし、承認を受けてから自費で印刷してください。3,000枚まで郵送料が無料扱いとなります。

4 表示板などにより分かりやすくします

○ 街区表示板

- ・町名、街区符号を表示
- ・各街区の四つ角の塀などに

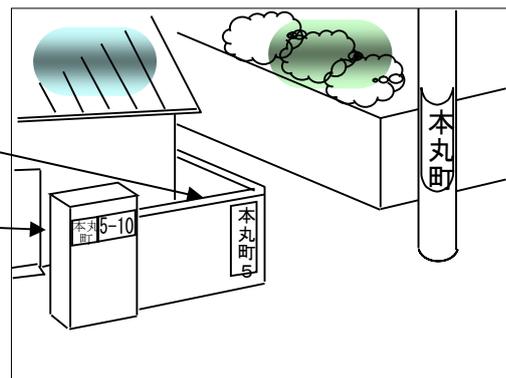
市が取り付けます。

○ 町名・住居番号・枝番号表示板

- ・町名、街区符号、住居番号を表示
- ・各戸に配付しますので、皆さんの家の入口（門・玄関など）に取り付けをお願いします。

○ 街区案内板

- ・街区案内を表示
- ・駅前・バス停・広場・主要道路などに市が取り付けます。



住居表示通知書

住居表示通知書	
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。	
氏名、名称又は施設の名称	宇都宮 太郎
住所 の表示 施設の場所	実施前 宇都宮市 旭町344番地1
	実施後 宇都宮市旭3丁目4番5号
住居表示の実施期日	昭和39年3月1日
令和00年00月00日	
宇都宮 太郎 様	
宇都宮市長 氏 名 印	

住居表示実施後の住所

住居表示を実施した日

公印の無い通知書は無効です

証明書

住居表示変更証明書	
氏名・名称又は施設の名称	宇都宮 太郎
住所 の表示 施設の場所	実施前 宇都宮市 旭 ^町 344番地1 丁目
	実施後 宇都宮市旭3丁目 4番 5号
住居表示の実施期日	昭和39年 3月 1日
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき上記のとおり住居表示の変更があったことを証明する。	
令和00年00月00日	
宇都宮市長 氏 名 印	

住居表示実施時に住んでいた方（世帯主）の氏名や法人等の名称、施設の名称

住居表示実施前の住所

住居表示実施後の住所

住居表示を実施した日

公印の無い証明書は無効です

記載例

証明書（住居表示等）交付申請書			
(あて先) 宇都宮市長 令和 ×年 ×月 ×日		申請者 住所 宇都宮市 △△番地○○○ 氏名 宇 都 宮 太 郎 電話番号 ○○○- △△△- ○○○○	①
氏 名 又 は 名 称		宇 都 宮 太 郎	②
住 居 所 の 表 示 施設の場所	旧 住 所 (土地の地番)	宇都宮市 旭町 344番地 1	
	新 住 所	宇都宮市 旭3丁目 4番 5号	
使 用 目 的		1 登記変更 2 免許変更 3 銀行提出 4 車の名義変更 5 その他 ()	③
使 用 枚 数		○ 枚	④
		使用目的欄	受 付
		作 成	確 認
		<input type="checkbox"/> 記入確認	

①	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に来た人の住所・氏名・電話番号を記入。 ・申請者の免許証等本人確認や、委任状は不要。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示を実施した（又は住所を設定した）時の「氏名又は名称」・「旧住所（土地の地番）」・「新住所」の3点を記入。 ・方書きは、旧・新両方の住所に記入。 ※旧・新のどちらかの住所が不明な場合、後から記入してもらうことで受付可能。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する使用目的に○印を記入。その他の場合は（ ）に用途記入。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・必要枚数を記入。 ※証明書については無料交付

住所変更通知用はがき

見本

郵便はがき

〒
□□□ □□□□

通
信
事
務

住居表示のお知らせ

日本郵便株式会社
宇都宮〇〇郵便局

様

あなたの住所にも郵便番号を

親類、知人、取引先の方など知らせたい方の
・郵便番号
・住所
・氏名
をお書きください。

住居表示実施のお知らせ

来る令和〇年〇月〇日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所名が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。
○今後郵便物をお出しの際は、必ず新住所名をご記入ください。
○あなたの住所録をご訂正ください。

記

新住所名
郵便番号 ○〇〇-〇〇〇〇

宇都宮市 (丁目 番号) 方

ご氏名

〔 集団住宅、高層アパート等は棟番号、室番号まで、同居人は肩書までご記入ください。 〕

ご本人の
・郵便番号
・住所
・氏名
をお書きください。

◎ 住居表示などが実施された後の手続きについて

1 市役所などで自動的に変更するもの

市に備え付けてある公簿類（住民票・戸籍・印鑑登録・選挙人名簿・国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証）は、すべて市役所で書換えます。また、水道、電気（東京電力）、ガス（東京ガス）、電話（NTT固定電話）旅券（パスポート）についても、住所変更の手続きは必要ありません。

2 ご本人が手続きをしていただくもの

手続きなどの種類	届 先	必要なもの	備 考
・マイナンバーカード	市市民課 028-632-5266 各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所	・マイナンバーカード（※1） ・本人確認書類1点（※2） （運転免許証、パスポート、健康保険証等） （※1）マイナンバーカードのお手続きには、暗証番号（数字4桁）の入力が必要となります。暗証番号が不明の場合には、新たな暗証番号の設定が必要となります。 （※2）マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）の入力が可能な場合は、本人確認書類は不要です。	○本人申請（随時） ※病気・身体の障害や、やむを得ない理由で代理人が手続きを行う場合には、お問い合わせください。 市市民課 個人番号グループ 028-632-5266
・署名用電子証明書	市市民課 028-632-2267 各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所	・マイナンバーカード（※1） ・本人確認書類（※2） （運転免許証、パスポート、健康保険証等） （※1）マイナンバーカードに搭載されている署名用電子証明書のお手続きには、暗証番号（数字4桁、英数字6～16桁）の入力が必要となります。暗証番号が不明の場合には、新たな暗証番号の設定が必要となります。 （※2）マイナンバーカードの暗証番号（数字4桁）の入力が可能な場合は、本人確認書類は不要です。	○本人申請（随時） ※病気・身体の障害や、やむを得ない理由で代理人が手続きを行う場合には、お問い合わせください。 市市民課 証明グループ 028-632-2267
・住民基本台帳カード *ICチップ内の券面記載事項を更新します *カード裏面に新住所を記載します	市市民課 028-632-2271 各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所	・住民基本台帳カード（※1） ・本人確認書類（※2） （運転免許証、パスポート、健康保険証等） （※1）交付時に設定した4桁のパスワードが必要になります。 （※2）住民基本台帳カードの暗証番号（数字4桁）の入力が可能な場合は、本人確認書類は不要です。	○本人申請（随時） ※病気・身体の障害や、やむを得ない理由で代理人が手続きを行う場合には、お問い合わせください。 市市民課 住民グループ 028-632-2271
・在留カード ・特別永住者証明書 *カード裏面に新住所を記載します	市市民課 028-632-2271 各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所	・在留カード ・特別永住者証明書	○本人または同世帯の親族申請（随時） ※病気・身体の障害や、やむを得ない理由で代理人が手続きを行う場合には、お問い合わせください。 市市民課 住民グループ 028-632-2271
・身体障がい者手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・療育手帳	市障がい福祉課 028-632-2363	・各手帳	○本人申請（随時）
・介護保険被保険者証	市高齢福祉課 028-632-2909	介護保険被保険者証	○本人申請（随時）
・国民年金 ・厚生年金 （受給している方）	宇都宮西年金事務所 028-622-4281 宇都宮東年金事務所 028-683-3211	住所変更届	○本人申請 ※日本年金機構に住民票コードが収録されている方は住所変更届出が原則不要です。対象になるかどうか、各年金事務所にお問い合わせください。

個人の住所変更

個人の住所・本籍変更	・自動車運転免許証	宇都宮中央警察署 028-623-0110	住所欄の変更	運転免許証	○本人申請 ・更新時に変更してもよい。 ・通知書は家族の方も使用できます。
		宇都宮東警察署 028-662-0110	住居表示通知書又は住居表示変更証明書又は住民票の写し (本籍の記載があるもの)		
		宇都宮南警察署 028-653-0110	本籍欄の変更		
		栃木県免許センター 1 階 0289-76-0110 0289-76-1551	戸籍の本籍変更のお知らせ 又は本籍表示変更証明書 又は住民票の写し (本籍の記載があるもの)		
	・不動産 (土地・建物) の登記簿の所有者の住所 (11 ページを参照ください)	宇都宮地方法務局 028-623-0916	住居表示通知書又は住居表示変更証明書又は住民票の写し (備考欄に記載があるもの)		○本人申請 ・期限はない ・売買, 相続などの時に変更してもよい
	・商業登記, 法人登記の 本店・支店の所在地・役員の住所 (11 ページを参照ください)	宇都宮地方法務局 028-623-0916	所在地の変更		○本人申請 ・本店の所在地 (2 週間以内) ・支店の所在地 (3 週間以内)
住居表示通知書又は住居表示変更証明書					
			役員の住所		
			住居表示通知書又は住居表示変更証明書又は住民票の写し (備考欄に記載があるもの)		
	・普通自動車の廃車 (抹消登録)	関東運輸局栃木運輸支局 050-5540-2019	住居表示通知書又は住居表示変更証明書又は住民票の写し		○本人申請

※ その他, 法令などにより住所・戸籍など変更の届出を要するものは, それぞれ関係機関にお問い合わせいただき, 所定の手続きをされますようお願いいたします。

記載例

登記申請書

<p style="text-align: center;">登 記 申 請 書</p> <p>登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更 原因 令和〇〇年〇〇月〇〇日住居表示実施 変更後の事項 住所 宇都宮市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 申請人 宇都宮市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇_〇〇_① 連絡先の電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>添付書類 登記原因証明情報 令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 宇都宮地方法務局 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除</p> <p>不動産の表示 不動産番号 1.2.3.4.5.6.7.8.9.0.1.2.3 所 在 宇都宮市_〇〇〇丁目 地 番 〇.〇〇〇番〇〇 地 目 宅地 地 積 1.2.3.4.5平方メートル</p> <p>不動産番号 0.9.8.7.6.5.4.3.2.1.0.1.2 所 在 宇都宮市〇〇〇丁目〇〇〇番地〇〇 家 屋 番 号 〇.〇〇〇番〇〇 種 類 居宅 構 造 木造・亜鉛(瓦)葺 2階建 床 面 積 1階 1.11.1.11平方メートル 2階 1.2.3.4平方メートル</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">何番の所有権の登記名義人(所有者)の住所を変更するかを記入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">住居表示を実施した日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">住居表示実施後の住所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">認印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">法務局へ提出する日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">住居表示が原因の場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">申請をする不動産を登記簿どおり正確に記入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">住居表示実施後の住所</div>
--	---

株式会社変更登記申請書

<p style="text-align: center;">株式会社変更登記申請書</p> <p>1. 商号 宇都宮〇〇株式会社 1. 本店 栃木県宇都宮市〇〇町〇〇〇番地〇 1. 登記の事由 住居表示実施による本店所在変更 住居表示実施による代表取締役の住所変更</p> <p>1. 登記すべき事項 令和〇〇年〇〇月〇〇日住居表示実施 本店 栃木県宇都宮市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日住居表示実施による代表取締役 の住所変更 住所 栃木県宇都宮市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号</p> <p>1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免除</p> <p>1. 添付書類 住居表示証明書</p> <p>上記のとおり登記の申請をします。 令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 宇都宮地方法務局</p> <p>申請人 (商号) 宇都宮〇〇株式会社 (本店) 栃木県宇都宮市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 (住所) 栃木県宇都宮市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 (資格氏名) 代表取締役 宇都宮 太郎 ① 連絡先の電話番号 028-000-0000</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">旧本店所在地</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">住居表示を実施した日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">住居表示実施後の住所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">住居表示が原因の場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">登録免許税免除の証明書として</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">法務局へ提出する日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; color: red;">法務局へ登録してある印鑑</div>
---	---

- ※ 不動産番号を記入した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記入を省略することができます。
- ※ 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書在中」と記入の上、書留郵便により送付してください。
- ※ 上記申請書は記載例(参考)のため、様式については地方法務局HPでご確認願います。

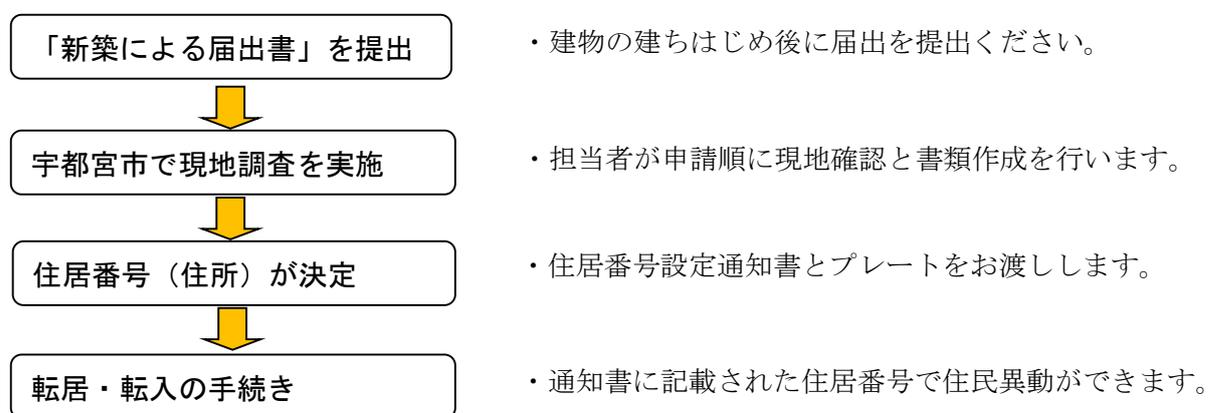
◎ 住居表示を実施した区域では

住居表示が実施されている町に、建物を新築または増改築したとき（これまでお住まいの建物の場合も同様）には、「宇都宮市住居表示に関する条例」に基づき、住居番号（住所）を決めるため、必ず「新築による届出書」による届出をしていただくことになっております。（13ページを参照ください。）

この届出書は、建築確認済証を交付する際にお渡ししておりますほか、市民課A1番窓口、各地区市民センター、各出張所にも置いてあります。

また、市のホームページ（<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>→暮らし（総合メニューLiving）→暮らし→戸籍・住民票・印鑑登録→戸籍・住民票・住居表示・町名変更→住居表示・町名変更）にも掲載しています。

届出書が提出されてから住居番号（住所）が決まるまでには、宇都宮市で申請順に現地調査などを行うため、**7～10営業日**が必要となります。住居番号が決まらなると転居届などの手続きができませんので、建物が建ちはじめましたら（玄関の位置が確認できる程度）、早めに届出をしてください



“住居表示が実施されている町で間違った住所を使うと大変です！！”

住居表示が実施されている町で、土地の地番や勝手に決めた住所を使用した場合、郵便物が届かなかったり、住民登録ができないことがあります。

また、間違った住所で住民登録や法人登録をしてしまうと、住所の訂正が必要となります。訂正となった場合、変更に多額の費用や手続きの時間がかかりますのでご注意ください。

記載例

新築による届出書

令和 00 年 00 月 00 日
〒0000-0000

(あて先) 宇都宮市長
届出人住所 宇都宮市〇町1番地
氏 名 宇都宮 太郎
連絡先(TEL) 028-000-0000

※日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

次のとおり住居表示を必要とする建物（工作物）を新築したので、宇都宮市住居表示に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

氏名又は名称	宇都宮 太郎
建物、工作物の種類	1 住家 2 事務所、事業所 3 共同住宅 4 その他()
届出人の資格	1 所有者 2 管理者 3 請負業者 4 その他()
土地の所在・地番	宇都宮市 旭3 町 丁目 3 4 4 番 1

- 代理人の場合、委任状は不要
- 必ず連絡の取れる電話番号を記入
- 住宅の場合は所有者氏名を記入
• 集合住宅やビルの場合は建物名称を記入
- 建物の登記簿上の土地の地番を記入
(複数筆ある場合は全て記入)

※太線の枠内のみ御記入いただき、裏面を御確認ください。

※受付担当者は確認事項を記入

受付番号 第 号	受付年月日	通 知 : 窓口受取 ・ 郵 送 連 絡 : 要 ・ 不 要
実態調査	付 番 (設定番号)	台帳記載 (設定年月日)
	町 丁目 番 号	通 知 受付印

裏面

添 付 書 類

【ア 添付書類】 (①から③の全ての書類を添付。もしくは、【イ 記入欄】に①から③の内容を記入)

① 案内図 (建物の場所がわかる地図)
② 配置図 (土地の形状、建物の形状や大きさ、玄関の位置がわかる図面)
③ 1階平面図

※ 宅地開発等で複数戸の届出がある場合は、区画全体の図面、公園の写し、実測図 等を添付

【イ 記入欄】

<①案内図>

<②配置図>
※周囲の道路との関係、建物の形と大きさ(寸法)、玄関の位置を必ず記入

<③1階平面図>

【同一所有者による建替えの場合】
(建替え前の建物の住居番号を記入)

丁 目 番 号

- 【①案内図】
• 物件の位置がわかる地図を記入
- 【②配置図】
• 土地形状と周囲の道路との関係
• 建物の形と大きさ
• 玄関の位置を略図で記入
- 【③1階平面図】
• 1階全体の設計の中で玄関の正確な位置を略図で記入
- ①から③全ての図面の写しを添付するか、直接記入
- 【同一所有者による建替え】
• 現在の住居番号を記入

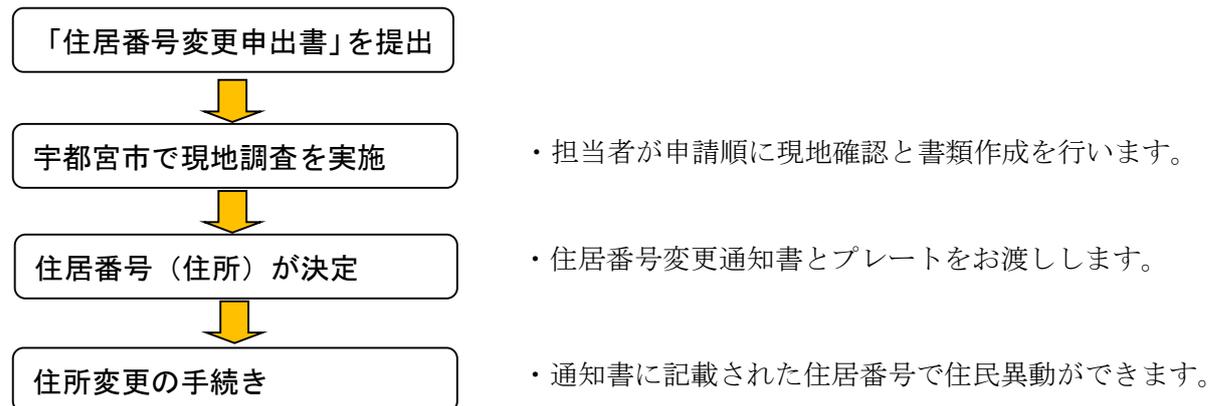
◎ 既存建物で住所が重複し、枝番号付番を希望する場合

令和3年4月1日より、住居表示実施区域内の住所が重複している一戸建てを対象に、住居番号に枝番号が付番できるようになりました。枝番号付番を希望される場合は「住居番号変更申出書」を提出いただく必要があります。（15ページを参照ください。）

この申出書は、市民課A1番窓口、各地区市民センター、各出張所にも置いてあります。

また、市のホームページ（<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>→暮らし（総合メニューLiving）→暮らし→戸籍・住民票・印鑑登録→戸籍・住民票・住居表示・町名変更→住居表示・町名変更）にも掲載しています。

申出書が提出されてから住居番号に枝番号が付番されるまでには、「新築の届出書」と同様に、**7～10営業日**が必要となります。住居番号に枝番号を付番した場合、住民異動届などの住所変更手続きが必要となります。なお、手続きにかかる費用はご本人の負担となりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。



記載例

設定
住居番号変更申出書
廃止

令和 00 年 00 月 00 日
〒0000-0000

(あて先) 宇都宮市長
届出人住所 宇都宮市〇町 1 番地
氏 名 宇都宮 太郎
連絡先 (TEL) 028-000-0000

※日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

設定
住居番号を変更したいので、宇都宮市住居表示に関する条例第 3 条第 2 項の規定に
廃止

より申し出ます。

氏名又は名称 (変更後の氏名)	宇都宮 太郎
申出人の資格	1所有者 2管理者 3その他 ()
建物、工作物の種類	1住家 2事務所、事業所 3共同住宅 4その他 ()
建物、工作物の場所 (土地の地番)	宇都宮市 旭 3 町 3 4 4 番 1
従来の住居番号	宇都宮市 旭 3 町 4 番 5 号
理由	設 定 1 改築 2 建物所有者変更に伴う氏名等の変更設定 3 その他 ()
	変 更 1 出入口の変更 2 通路の変更 3 移築 4 枝番号の付番 5 その他 ()
	廃 止 1 取り壊し 2 焼失 3 その他 ()

・ 代理人の場合、委任状は不要

・ 必ず連絡の取れる電話番号を記入

・ 枝番号付番を希望される場合は設定
当時の氏名を記入

・ 現在の住居番号を記入

※太線の枠内 及び 裏面を記入ください。

受付番号 第 号	受付年月日	通 知 : 窓口受取 ・ 郵 送 連 絡 : 要 ・ 不 要
実態調査	設定, 変更, 廃止	台帳記載 通 知 受付印
	町 丁目 番 号	

【①案内図】
・ 物件の位置がわかる地図を記入

【②配置図】
・ 土地形状と周囲の道路との関係
・ 建物の形と大きさ
・ 玄関の位置
を略図で記入

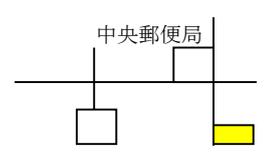
【③建物の所有者または居住者であることを確認できる書類の写し (枝番号希望の場合)】
・ 登記簿
・ (借家の場合) 売買契約書など

裏面

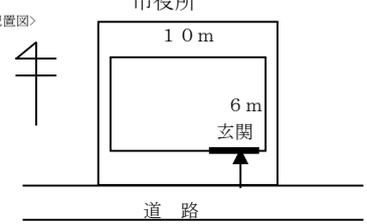
添 付 書 類 (下欄に直接記入するか、図面の写しを添付してください)

① 案内図 (建物の場所がわかる地図)
② 建物の配置図 (土地、建物の形状及び大きさがわかる図面等)
③ 建物の所有者変更の場合は、変更したことを確認できる書類の写し
枝番号希望の場合は、建物の所有者または居住者であることを確認できる書類の写し

<案内図>



<配置図>



【枝番号の付番について (住所が重複する一戸建ての場合)】
※希望する場合は☑印をお願いいたします。

下記事項を了承の上、住居番号の枝番号付番を希望します。

(1)住所変更後の諸手続きは居住者等が行うこと
(2)建物の所有者と居住者が異なる場合は、双方の同意が得られていること
(3)住所変更後に伴い発生する費用は、居住者等が負担すること

枝番号付番を希望する場合、(1)~(3)について内容確認し、☑印を記入。

◎ よくある質問

問1 住居表示を実施するメリットは

答 住居表示実施地区の皆さんをはじめ、訪問する方にも分かりやすくなります。
(市民生活や経済活動の利便性が向上します。) ⇒ 1 ページを参照ください。

問2 丁目(町名)の付け方は

答 本町1番14号の旧市役所に近い街区から蛇行式で順序よく付けます。
丁目の数は原則として9丁目以下とすることになっていますが、通常5丁目までが
適当と言われています。⇒ 2 ページを参照ください。

問3 住居番号の決め方は

答 街区ごとに西北の角を起点として右回りに10m間隔に区切り、基礎番号を付けます。
この基礎番号をもってその建物の住居番号と定めます。⇒ 3 ページを参照ください。

問4 10m間隔に区切って行って、角で端数がでたらどうするのか

答 5m未満は前の番号に含め、5mを超えるときは単独に番号をとります。

問5 ○町○番○号ということですが、その○号に欠番があるのはどういうことか

答 住居番号は建物の入口により順序よく付けますが、空地や駐車場などには番号は
付けませんので欠番が生じます。また空地に建物を建てた場合には、市に「新築によ
る届出書」により届出をしていただき番号を付けます。この届出は建築確認申請とは
別ですのでご注意ください。

問6 令和3年4月1日から開始する枝番号付番について、宇都宮市内ならどこでも付けられるのか

答 住居表示実施区域内での制度であり、地番を住所として使っている区域は対象外と
なります。住居表示が実施されているかどうかについては、市HP「宇都宮市町名一
覧※」をご参照ください。※ID: 1003523

問7 既存の建物にも自動的に枝番号が付くのか

答 申し出があった人のみ枝番号を付けることができます。

問8 今住んでいる家の住所に枝番号を付けた場合、何か必要な手続きはあるのか

答 枝番号を付けた場合、住民異動届をはじめ、運転免許証や不動産登記の所有者住
所・郵便などの住所変更手続きが必要になります。なお、手続きにかかる費用はご本
人様の負担となります。

問 9 2世帯住宅で入口も別々だけど、枝番号をそれぞれに付けることはできないのか

答 住所は建物一戸ごとに付番します。同じ建物の場合は、入口や世帯が別になっても同じ住所をお使いいただくことになります。

問 10 住所の重複はないけど、枝番号を付けることはできるのか

答 枝番号を付けることができるのは、住所が重複している、もしくは重複のおそれがある一戸建てのみとなります。

問 11 アパートで隣の家と同じ住所なのですが、枝番号は付けられるのか

答 枝番号の対象としているのは一戸建てのみとなります。アパート・マンション等の共同住宅の場合は、宛先に建物名称を入れるなどご対応くださいますようお願いいたします。

問 12 新築だと必ず枝番号を付けなければいけないのか

答 同住所の可能性がある場合は、できる限り枝番号をご使用いただきますのでご理解くださいますようお願いいたします。

問 13 住居表示実施後の本籍（戸籍）の表示

答 市で戸籍簿について書換えを行い、「戸籍の本籍変更のお知らせ」を戸籍の筆頭者あてに送付します。なお、ご本人が転籍届出をすることによって住居表示実施後の街区符号（〇番）をもって表示することもできます。⇒4ページを参照ください。

問 14 元（住居表示実施前）の住所を使った場合、郵便物は配達されるか

答 市から日本郵便株式会社へ住居表示実施について連絡をしておりますので心配はいりません。おおむね1年間は元（住居表示実施前）の住所の表示でも差し支えありません。

問 15 住所変更通知用はがきは何枚もらえるのか

答 50枚まで無料で差し上げます。⇒5ページを参照ください。

会社などで大量に私製はがきを作成される場合は事前に郵便事業株式会社に申請をし、承認を受けてから自費で印刷してください。3,000枚まで郵送料が無料扱いとなります。

問 16 住居表示に関する証明書は交付してもらえるのか

答

- 取扱場所について
市民課 A 1 番窓口（市役所 1 階）、各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所
- 取扱日時について
月曜～金曜（祝休日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
※ パンパ出張所では平日以外の土・日・休日も窓口業務を行っていますが、「住居表示変更証明書」の交付については月曜～金曜（祝休日を除く）午前 10 時～午後 5 時 15 分までです。
- 申請について
各取扱場所に備付けの「証明書（住居表示等）交付申請書」に記載の上、申請してください。

問 17 法務局で街区符号をもとに土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の交付申請をしたところ「住居表示の番号なので、証明書を作成できない」と言われたのだが

答

土地の登記事項証明書を交付申請する際は、所有者にその土地の所在、地番などをよく確かめてから申請してください。市では、住居表示実施以前の旧住所は調べることができますが、地番などは調べることはできません。

問 18 住居表示実施後、自治会などが複雑になるのではないか

答

自治会などは、その地域の住民の皆さんにより自主的に運営されている組織ですから、たとえ町の区域や名称が変わっても、活動区域には影響はありません。従って、今までどおりで差し支えありません。

問 19 住居表示実施後、通学区域は変更になるのか

答

通学区域については変わりません。
ただし、その学校の児童・生徒数により決めておりますので、将来においては変更されることも考えられます。

問 20 今までの状態ではなぜ分かりにくいのか

答

- ・ 一筆の土地の大きさや形がさまざま、同じ番地の家が何軒もあり、数筆の土地にまたがり、どの番号を使うか分からない。
- ・ 土地の分筆や合筆などにより、多くの枝番、欠番が生じ、地番が順序よくならんでいない。

などがあげられます。

問 21 住居表示が実施されることについて、住所変更の手続きなどの費用はどうなるのか

答

住居表示は全国共通の事業として各自治体がそれぞれに実施していますが、親類、知人などにお知らせするための「住所変更通知用はがき」を日本郵便株式会社から提供を受け、各戸あてに送付します。

その他につきましては、誠に申し訳ございませんが、個人、法人においてその費用などをご負担いただきたいと存じます。

問 22 住居表示の決め方は

答 本市には、住居表示制度を円滑に実施するため、必要な意見を市長に述べる機関として宇都宮市住居表示等審議会があります。この審議会は、学識経験者・地域住民の代表・関係官公署の職員などから選ばれた委員で構成され、町の区域や町名をどのように決めるかなど、住居表示実施にあたって必要な事項について市長から諮問を受け、必要な調査や審議を行います。

市長は住居表示を実施する際には、審議会の意見を尊重し、さらに市議会の議決を経て決定します。

問 23 住居表示のプレートを破損してしまった

住居表示設定の確認後、無料でお渡ししますので、市民課企画グループへご連絡ください。

市街地の区域（住居表示を実施すべき区域）

No.	議決年月日	区 域 名	面 積 km ²	累計面積 km ²	全市面積比 (416.84km ²)
1	昭和38. 6. 21	市中心部	14.269	14.269	3.42%
2	40. 7. 17	戸祭町, 一ノ沢町, 西原町	0.538	14.807	3.55%
3	41. 6. 25	雀宮地区, 江曾島地区	3.346	18.153	4.35%
4	45. 10. 1	江曾島町	0.010	18.163	4.36%
5	47. 9. 28	今泉地区, 宮原町2丁目	3.705	21.868	5.25%
6	48. 3. 26	江曾島地区, 城南地区	1.886	23.754	5.70%
7	52. 3. 23	大曾町, 竹林町, 今泉町, 今泉新町	0.860	24.614	5.90%
8	52. 9. 20	西原町, 鶴田町, 西川田町	0.374	24.988	5.99%
9	55. 7. 2	今泉町	0.050	25.038	6.01%
10	56. 9. 5	若草町, 鶴田町, 緑4丁目	1.571	26.609	6.38%
11	58. 12. 23	雀宮町, 針ヶ谷町, 兵庫塚町	0.650	27.259	6.54%
12	59. 12. 21	雀宮町, 兵庫塚町, 西川田町, 他4町	2.219	29.478	7.07%
13	61. 12. 19	西川田町, 兵庫塚町, 山本町, 他6町	2.830	32.308	7.75%
14	63. 9. 21	西川田町, 築瀬町, 峯町, 他9町	3.280	35.588	8.54%
15	平成 3. 9. 20	山本町, 長岡町	1.220	36.808	8.83%
16	4. 9. 25	野高谷町, 刈沼町, 他3町	1.277	38.085	9.14%
17	6. 9. 27	横山町, 一ノ沢町, 他4町	2.449	40.534	9.72%
18	8. 3. 22	越戸町, 平出町	0.683	41.217	9.89%
19	9. 3. 24	石井町, 下平出町, 平出町	0.894	42.111	10.10%
20	12. 3. 24	西の宮町	0.260	42.371	10.16%
21	12. 9. 29	駒生町	0.001	42.372	10.17%
22	21. 6. 25	鶴田町	0.429	42.801	10.27%
23	23. 3. 24	板戸町, 刈沼町, 満美穴町, 野高谷町, 道場宿町	1.772	44.573	10.69%
24	31. 3. 22	平松町, 峯町, 東峯町, 石井町, 平松本町	0.900	45.473	10.90%

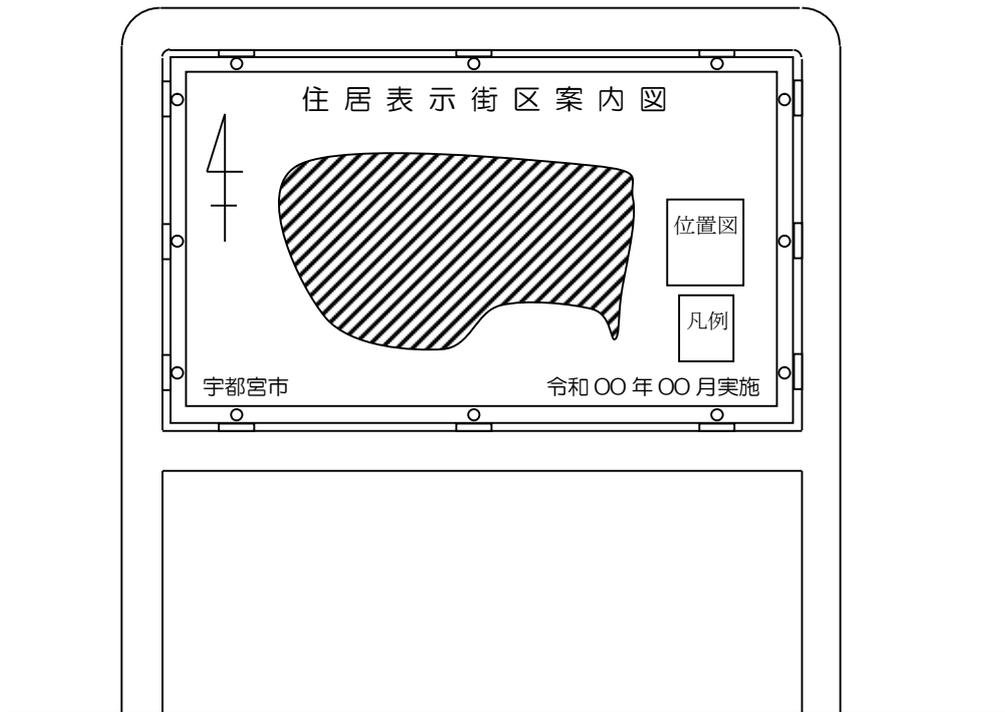
住 居 表 示 の 実 施 状 況

実施期日	関係した町の数	無くなった町の数	実施区域内の町の数			実施面積〔km ² 〕	累計面積〔km ² 〕	実施時人口(約)〔人〕	実施時世帯数(約)〔世帯〕
			新しい町	既存の町	計				
昭和 39. 9. 30	40	20	22	3	25 25	1.760	1.760	20,300	7,260
40. 9. 30	53	44	33	0	33 58	3.369	5.129	25,400	8,760
41. 9. 30	15	4	18	5	23 81	3.355	8.484	18,980	6,480
42. 9. 30	7	5	9	0	9 90	0.641	9.125	4,000	1,300
49. 1. 12	4	0	4	0	4 94	0.514	9.639	1,000	300
49. 4. 1	43	27	59	6	65 159	3.569	13.208	43,500	14,600
49.11. 1	3	0	5	0	5 164	0.600	13.808	1,630	500
53. 3. 1	2	0	2	0	2 166	0.234	14.042	1,600	400
53.10. 1	4	0	13	0	13 179	0.965	15.007	5,100	1,620
54.10. 1	7	1	4	0	4 183	0.927	15.934	4,350	1,500
55.11. 1	7	0	4	4	8 191	0.775	16.709	6,430	2,180
56.10. 1	1	0	9	0	9 200	0.819	17.528	6,870	2,300
57. 2. 1	4	3	5	0	5 205	0.320	17.848	2,850	1,120
58. 2. 1	4	1	10	0	10 215	1.406	19.254	9,920	3,380
59. 2. 1	8	0	0	5	5 220	0.985	20.239	4,907	1,681
60. 2. 1	6	0	5	3	8 228	1.119	21.358	6,702	2,291
61. 2. 1	7	0	5	3	8 236	1.531	22.889	7,510	2,305
62. 2. 1	10	0	6	4	10 246	1.853	24.742	9,060	2,660
63.10. 1	9	0	10	1	11 257	1.782	26.524	4,827	1,310
平成 元.10. 1	3	0	6	0	6 263	1.349	27.873	5,630	1,600
2.10. 1	7	0	7	0	7 270	1.308	29.181	14,110	4,750
4.10. 1	2	0	8	0	8 278	1.057	30.238	5,880	2,283
5.10. 1	2	0	7	0	7 285	1.145	31.383	7,300	2,650
6.10. 1	5	0	6	0	6 291	1.277	32.660	6,520	2,150
7.10. 1	1	0	3	0	3 294	0.439	33.099	2,450	700
8.10. 1	3	0	4	0	4 298	0.564	33.663	2,840	990
9.10. 1	2	0	7	0	7 305	0.683	34.346	6,500	2,300
10.10. 1	3	0	4	0	4 309	0.894	35.240	4,200	1,500
13.10. 1	2	1	2	0	2 311	0.260	35.500	1,850	640
18.10. 1	2	0	6	0	6 317	1.217	36.717	7,200	3,000
(21. 3. 28)	5	0	1	0	1 318	住居表示実施後の町名変更			
21.10. 3	4	0	2	0	2 320	0.261	36.978	1,260	560
22.10. 2	1	0	3	0	3 323	0.429	37.407	1,770	700
25. 3. 23	5	0	8	0	8 331	1.772	39.179	3,000	1,400

住 居 表 示 実 施 町 名 一 覧

ア	明保野町 旭 1・2 丁目 池上町 泉が丘 1～7 丁目 泉町 一条 1～4 丁目 一の沢 1・2 丁目 一番町 今泉 1～5 丁目 今宮 1～4 丁目 駅前通り 1～3 丁目 江曾島 1・2 丁目 江曾島 5 丁目 江曾島本町 江野町 大曾 1～5 丁目 大塚町 大通り 1～5 丁目 御蔵町 小幡 1・2 丁目		桜 1～5 丁目 さつき 1～3 丁目 三番町 下河原 1 丁目 下戸祭 1・2 丁目 宿郷 1～3 丁目 宿郷 5 丁目 城東 1・2 丁目 城南 1～3 丁目 昭和 1～3 丁目 新富町 新町 1・2 丁目 末広 1・2 丁目 雀の宮 1～7 丁目 住吉町 千波町		西一の沢町 西川田 1～7 丁目 西川田東町 西川田本町 1～4 丁目 西川田南 1・2 丁目 錦 2・3 丁目 西大寛 1・2 丁目 西の宮 1・2 丁目 西原 1～3 丁目 二番町	松が峰 1・2 丁目 松原 1～3 丁目 操町 緑 1～5 丁目 みどり野町 南一の沢町 南大通り 1～4 丁目 南高砂町 南町 峰 1～4 丁目 宮園町 宮原 1 丁目 宮原 3～5 丁目 宮町 宮本町 宮みらい 睦町	
カ	春日町 上戸祭 1～4 丁目 川向町 河原町 菊水町 北一の沢町 北若松原 1・2 丁目 京町 清住 1～3 丁目 清原台 1～6 丁目 越戸 1～4 丁目 五代 1～3 丁目 駒生 1・2 丁目	タ	大寛 1・2 丁目 台新田 1 丁目 高砂町 滝の原 1～3 丁目 滝谷町 中央 1～3 丁目 中央 5 丁目 中央本町 鶴田 1～3 丁目 天神 1・2 丁目 伝馬町 戸祭 1～4 丁目 戸祭元町	ハ	八幡台 花園町 花房 1～3 丁目 花房本町 塙田 1～5 丁目 馬場通り 1～4 丁目 針ヶ谷 1 丁目 東今泉 1・2 丁目 東浦町 東宿郷 1～6 丁目 東宝木町 東戸祭 1 丁目 東塙田 1・2 丁目 東原町 日の出 1・2 丁目 兵庫塚 1～3 丁目 富士見が丘 1～4 丁目 富士見町 二荒町 双葉 1～3 丁目 不動前 1～5 丁目 星が丘 1・2 丁目 細谷 1 丁目 本町 本丸町 曲師町	ヤ	八千代 1・2 丁目 築瀬 1～4 丁目 大和 1～3 丁目 山本 1～3 丁目 弥生 1・2 丁目 陽西町 陽東 1～8 丁目 陽南 1～4 丁目 横田新町 横山 1～3 丁目 吉野 1・2 丁目
サ	幸町 材木町 栄町	ナ	中一の沢町 中今泉 1～5 丁目 中河原町 中久保 1・2 丁目 中戸祭 1 丁目 仲町 西 1～3 丁目		ユ	ゆいの杜 1～8 丁目	
					ラ	六道町	
					ワ	若草 1～5 丁目 若松原 1～3 丁目	

住居表示は、特に、皆さんの日常生活に深いつながりをもつものでありますので、本事業が円滑に進められますようご協力をお願いします。



〈街区案内板〉

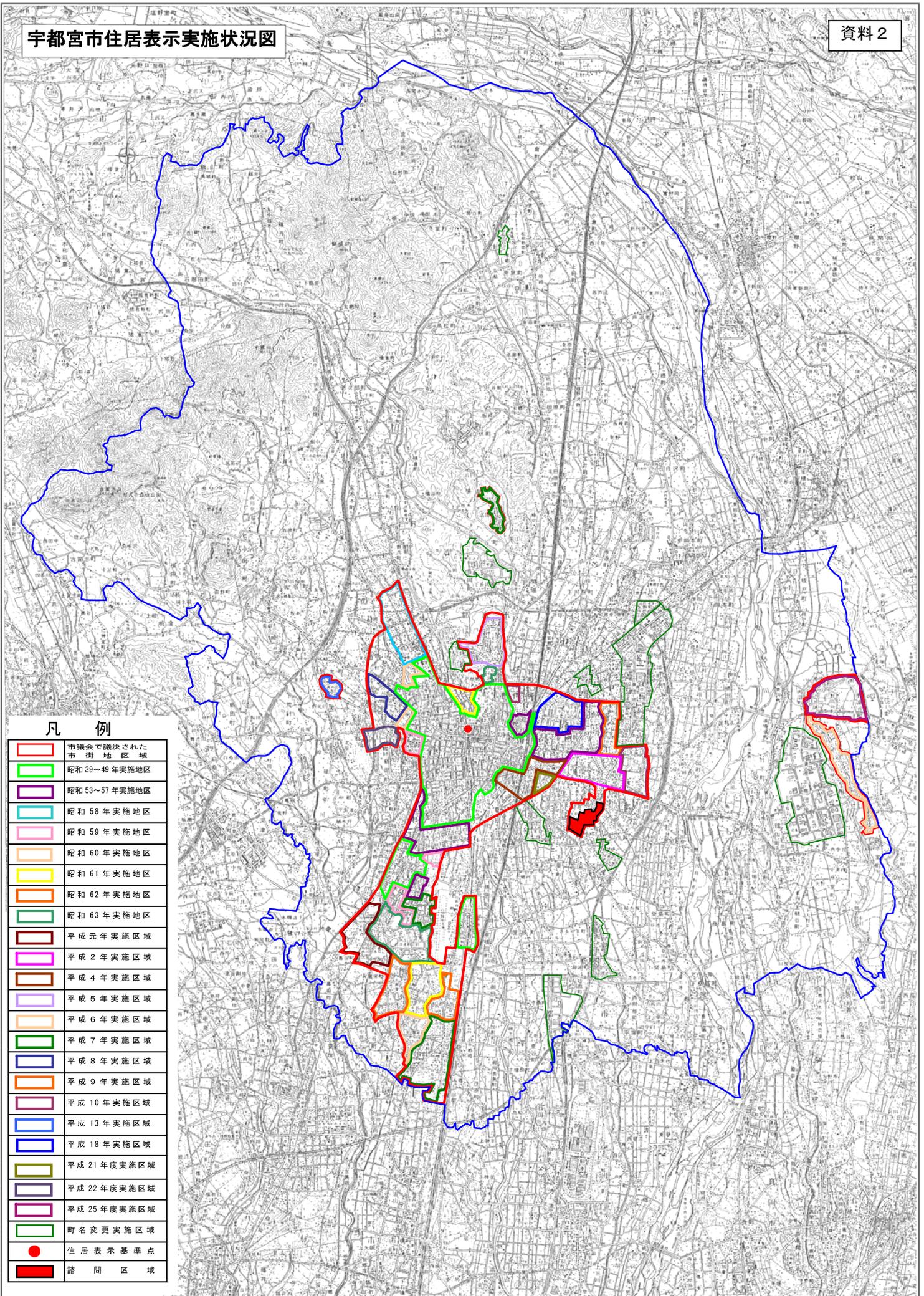
宇都宮市 市民まちづくり部 市民課 企画グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

ホームページアドレス <https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

メールアドレス u1802@city.utsunomiya.tochigi.jp

電話 028-632-2263, 2274



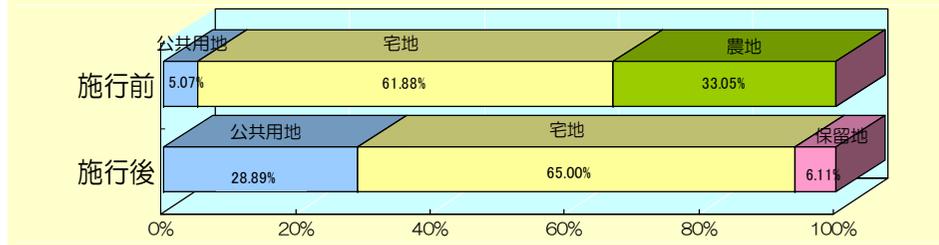
第 4 1 次宇都宮市住居表示等審議会
(宇都宮大学東南部第 1 土地区画整理事業施行区域)

調 書

令和 3 年 7 月末現在

町 名	面 積 (約) m ²	世 帯 世帯	人 口 人	所管する 事務所
峯町	2,390.14	8	10	本庁
東峯町	153,018.19	632	1,388	平石地区市民 センター
石井町	5,862.33	9	25	平石地区市民 センター
平松本町	320,970.11	859	1,965	横川地区市民 センター
合 計	482,240.77	1,508	3,388	

◆土地利用の現況及び計画



◆地区内権利者数

地区内人口	2,135人
地区内人口密度	44人/ha
土地所有者数	868人
筆数	1,678筆
計画人口	3,800人

◆平均減歩率

合算	31.53%
公共	25.09%
保留地	6.44%

◆市街化の状況

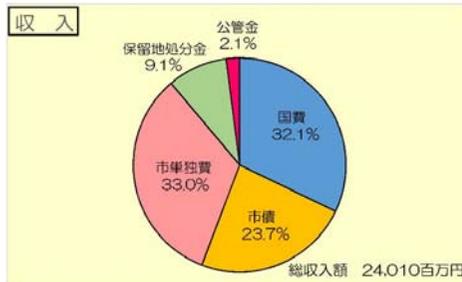
市街化率	39.55%
建築物戸数	638戸
要移転戸数	566戸
移転率	88.71%

◆事業経緯

昭和47年12月 1日	都市計画決定（公告の日）・・・321.1ha
平成 5年11月25日	「東峰南・平松本町第1・平松本町第2 地区連絡協議会」（現 「宇大東南部第1地区連絡協議会」）が発足
平成11年 7月14日	事業認可
平成11年 7月26日	事業計画の決定（公告の日）・・・48.2ha
平成11年10月31日	土地区画整理審議会委員選挙の実施
平成18年 2月 3日	事業計画（第1回変更）公告の日
平成19年 6月 1日	事業計画（第2回変更）公告の日
平成23年11月22日	事業計画（第3回変更）公告の日
平成28年 3月30日	事業計画（第4回変更）公告の日
平成31年 3月13日	事業計画（第5回変更）公告の日
令和 3年 1月29日	事業計画（第6回変更）公告の日

宇都宮市都市整備部 東部区画整理事業課 築瀬・宇大東南部第1グループ
 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
 TEL 028 (632) 2644 FAX 028 (632) 5421
 E-mail:u1215@city.utsunomiya.tochigi.jp

◆資金計画



宇都宮都市計画事業

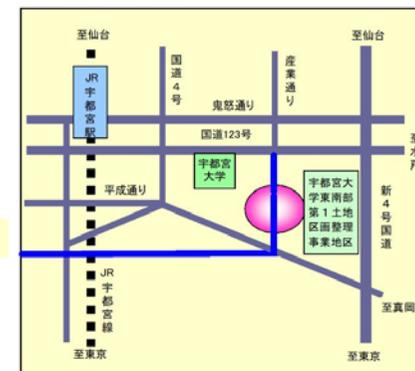
宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業

資料 4

◆土地区画整理事業の名称

宇都宮都市計画事業
 宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業

◆位置図



◆施行者の名称 ◆都市人口 ◆施行面積

宇都宮市 519,802人 48.2ha

◆施行地区の区域

宇都宮市峯町、東峯町、石井町、平松本町の各一部

◆施行期間

平成11年度 ～ 令和5年度

◆地区の現況及び事業目的

本地区は、JR宇都宮駅から南東へ約2kmに位置し、近接する工業団地の就労者や宇都宮大学の学生などの居住地としての需要は多いものの、道路・公園などの公共施設が不足していることから、無計画な市街化の進行が顕著であり、防災上の観点からも計画的な都市基盤整備が望まれているところであります。

このことから、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることによって、良好な住環境を有する安全・安心なまちづくりを行うものであります。

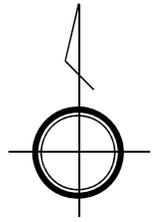
◆地区の現況

(平成31年1月撮影)

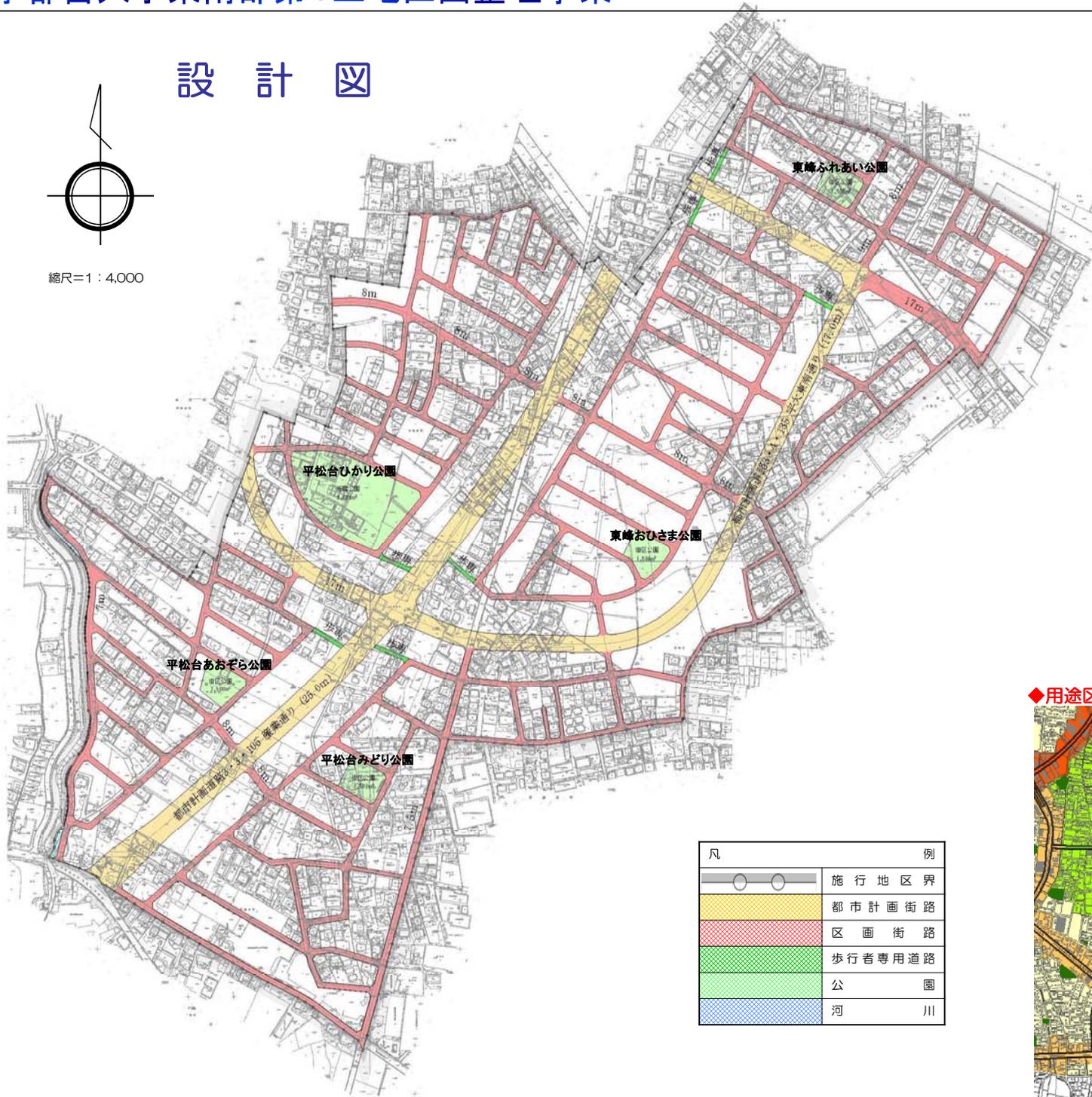


宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業

設計図



縮尺=1:4,000



凡	例
	施行地区界
	都市計画街路
	区画街路
	歩行者専用道路
	公園
	河川

◆公共施設整備計画

名	称	幅員m	延長m	面積㎡
幹線街路	3・3・105 産業通り	25.0	853	21,891
	3・4・135 宇大東南通り	17.0	1,138	19,758
	小計	-	1,991	41,649
街路 区画道路	幅員 1.7m	17.0	180	3,197
	幅員 9m	9.0	41	394
	幅員 8m	8.0	652	5,350
	幅員 7.5m	7.5	430	3,238
	幅員 7m	7.0	424	3,130
	幅員 6m	6.0	9,767	58,011
	幅員 5m	5.0	878	4,558
	幅員 4m	4.0	792	3,345
	小計	-	13,164	81,069
歩専	幅員 4m	4.0	255	1,036
	小計	-	255	1,036
公園	平松台ひかり公園	-	-	9,000
	東峰ふれあい公園	-	-	1,500
	東峰おひさま公園	-	-	1,500
	平松台あおぞら園	-	-	1,500
	平松台みどり公園	-	-	1,500
	小計	-	-	15,000
河川	1級河川江川	-	-	411
	小計	-	-	411
合	計	-	-	139,320

◆用途区分



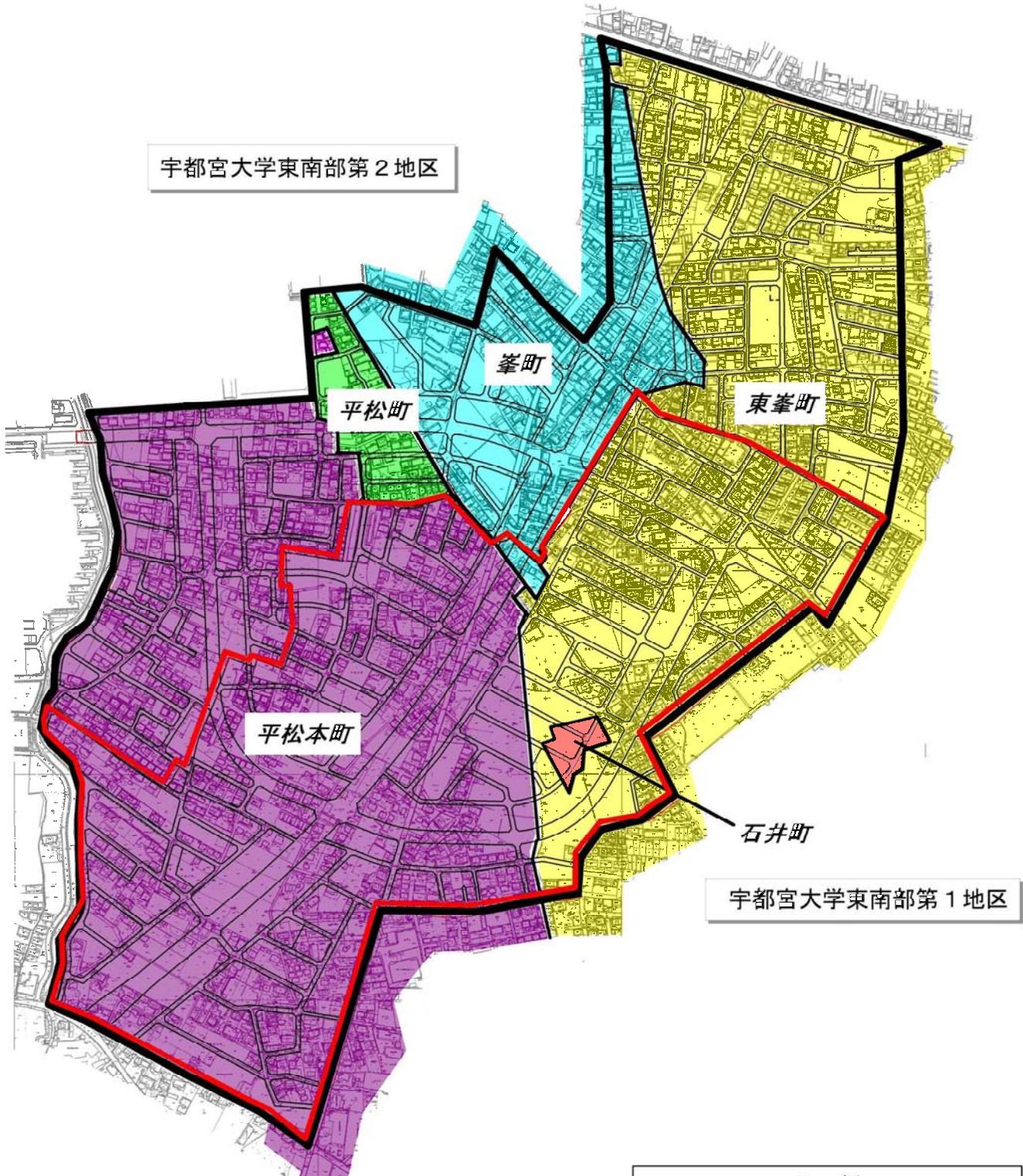
町名町界図

資料 5



S=1:5000

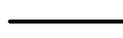
宇都宮大学東南部第2地区



石井町

宇都宮大学東南部第1地区

凡 例

	土地地区画整理事業区域
	住居表示実施予定区域
	町界

住居表示実施に関する要望書

平成30年10月4日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

横川地区連合自治会長 森山 和男

宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業及び宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

~~添付資料~~



住居表示実施に関する要望書

平成30年10月17日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

峰地区連合自治会長

兼務

宇都宮大学南自治会長

池崎 隆

宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業及び宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年10月29日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

宇都宮市 [REDACTED]
東峰中一自治会長
内藤 一夫 [REDACTED]

宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

- 1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年 〃月 〃日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

東峰自治会長

著合利男



宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

- 1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年 11月 2 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

平松本町第1自治会長 及川 慶吾

宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業及び宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

- 1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年 11月 5日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

峰町第三自治会長 堀 江 武 亮

宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業及び宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年11月6日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

石井地区連合自治会長 会長 小野 義一

兼務

東峰南自治会長 会長 小野 義一

宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

なお、当自治会会員め7住居表示実施について、説明、了承済みであることを申し添えます。

添付資料

- 1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年 11月19日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

陽東地区連合自治会長

兼務

東峰中東自治会長

植 木 稔

宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

- 1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年11月30日

宇都宮市長 佐藤栄一様

平松ひかりヶ丘自治会長 井野康資

宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業及び宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年11月26日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

東峰竹自治会長 菊池秋夫



宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

- 1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年12月6日

宇都宮市長 佐藤栄一様

ふたば自治会長 金子乾男



宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

- 1 自治会名簿



住居表示実施に関する要望書

平成30年12月6日

宇都宮市長 佐藤栄一様

東峰西自治会長

室井光

宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業施行区域における換地処分（事業完了）に伴い、住みやすく、分かりやすいまちづくりのため、当該区域について住居表示を実施していただきたくお願いいたします。

添付資料

- 1 自治会名簿



住居表示実施の流れ

資料 7

①

市議会の議決を経て、当該区域を「市街地の区域」に定めます。

②

市長の諮問機関である宇都宮市住居表示等審議会が、町の区域及び名称の変更について諮問を受けます。

③

宇都宮市住居表示等審議会において、現地調査をし、町の区域及び名称案について審議を行います。

④

宇都宮市住居表示等審議会において、
(1)区域内住民の皆様に対してアンケート調査を実施します。
・町の区域及び名称についての調査です。
(2)区域内説明会を開催します。
・住居表示の概要・審議会が出された町の区域及び名称案等について説明します。

⑤

宇都宮市住居表示等審議会において、区域内住民の皆様の見解などを参考に、町の区域及び名称について審議し、市に答申します。

⑥

町の区域及び名称案を告示します。
・町の区域及び名称案についての異議申し立てをすることができます。
(異議申立期間は30日です。)

⑦

市議会に町の区域及び名称案を提案し、議決されます。

⑧

確定した町の区域及び名称・変更実施時期を区域内住民の皆様にお知らせするとともに、広報うつのみや・宇都宮市ホームページなどで周知します。

⑨

住居表示実施(新しい町の区域及び名称になります。)

宇都宮市住居表示等審議会

※宇都宮市住居表示等審議会とは…町の区域や町の名称をどのように決めるかなどについて、必要な調査や審議を行う機関です。
※町の区域とは…数個の街区をもって、町を構成するもので境界は主として主要な街路をとります。